公益財団法人広島県スポーツ振興財団スポーツ振興事業費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　公益財団法人広島県スポーツ振興財団理事長（以下「理事長」という。）は，財団定款第４条の規定に基づき，別表の助成事業の欄に掲げる事業（以下「助成事業」という。）について，その経費を助成するものとし，その交付については，この要綱に定めるところによる。

（助成対象経費及び助成金の額等）

第２条　理事長は，別表の事業実施団体等欄に掲げる団体等（以下「団体等」という。）が助成事業を実施するために必要な経費のうち，同表の助成対象経費の欄に掲げる経費について，同表の助成金の額の欄に掲げる額を交付する。

（申請手続）

第３条　団体等は，助成金の交付を受けようとするときは，別記様式第１号による助成金交付申請書を，理事長が別に定める期限までに理事長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第４条　前条の規定による助成金交付申請書が提出されたときは，助成事業選考委員会において審査の上，交付を決定する。

２　前項の決定がなされたときは，理事長は，別記様式第２号による助成金交付決定通知書を送付する。

（申請の取下げ）

第５条　助成金の交付決定を受けた団体等（以下「助成団体等」という。）は交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があること等により，助成金交付の申請を取り下げようとするときは，交付決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第６条　助成団体等は，それぞれの助成対象経費の区分ごとに配分された額の 20%以上の額を変更しようとするときは，あらかじめ別記様式第３号及び別記様式第４号による変更申請書を理事長に提出し，その承認を受けなければならない。

２　理事長は，前項の承認をする場合において，必要に応じ交付決定の内容を変更し，又は条件を付することができる。

（助成事業の中止）

第７条　助成団体等は，助成事業を中止しようとするときは，その旨を記載した書面を理事長に提出し，その承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）

第８条　助成団体等は，助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合，又は助成事業の遂行が困難となった場合には，速やかにその旨を記載した遅延報告書を理事長に提出し，その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第９条　助成団体等は，助成事業の遂行及び支出状況について理事長の要求があったときは，速やかに別記様式第５号による状況報告書を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　助成団体等は，助成事業を完了したとき（中止の承認を受けたときを含む。）は，その日から１か月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに別記様式第６号による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第11条　理事長は，前条の報告を受けたときは，報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い，その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第６条に基づく承認をした場合は，その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき助成金の額を確定し，助成団体等に通知する。

２　理事長は，助成団体等に交付すべき助成金の額を確定した場合において，既にその額を超える助成金が交付されているときは，その超える部分の助成金の返還を命ずる。

（交付決定の取消等）

第12条　理事長は，第７条の助成事業の中止の申請があった場合及び次に掲げる場合には，第５条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し，又は変更することができる。

(1)　助成団体等が，この要綱又はこれに基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　助成団体等が，助成金を助成事業以外の用途に使用した場合

(3)　助成団体等が，助成事業に関して不正，怠慢，その他不適当な行為をした場合

２　理事長は，前項の取消をした場合において，既に当該取消に係る部分に対する助成金が交付されているときは，期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

（助成金の経理）

第13条　助成団体等は，助成事業についてその収支を記載した帳簿を備え，経理状況を常に明確にし，関係証拠書類とともに，助成事業を中止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第14条　前条までに定めるもののほか，助成金の取扱に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

附　則

１　この要綱は，平成24年３月19日から施行する。

２　指導者派遣研修事業費助成金交付要綱（平成４年５月26日制定）及び大規模競技大会開催費助成金交付要綱（平成４年５月26日制定）は廃止する。

附　則

この要綱は，平成25年６月５日から施行する。

※　別記様式のうち，第１号（第３条関係・助成金交付申請書），第２号（第４条関係・交付決定通知書）及び第６号（第10条関係・実績報告書）は添付を省略しています。

なお，第１号及び第６号については，それぞれ，各事業の助成要領の様式第１号（助成金交付申請書）及び第２号（実績報告書）を使用してください。

別記様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県スポーツ振興財団理事長　様

所　在　地

団　体　名

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

令和＿＿年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿事業

事 業 計 画 変 更 承 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日付で交付決定の通知を受けた事業について，次のとおり内容を変更したいので，承認してください。

１　変更の理由

２　変更の内容

３　変更後の収支予算書並びに事業計画書

（注）　変更後の収支予算書並びに事業計画書は，当初提出した収支予算書並びに事業計画書の該当欄に変更事項を上段に朱色で記載したものとする。

別記様式第４号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県スポーツ振興財団理事長　様

所　在　地

団　体　名

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

令和＿＿年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿事業

中　止　承　認　申　請　書

令和　　年　　月　　日付で交付決定の通知を受けた事業について，次のとおり事業を中止したいので，承認してください。

１　　中止予定期日

２　　中止の理由

別記様式第５号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人広島県スポーツ振興財団理事長　様

所　在　地

団　体　名

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

令和＿＿年度＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿事業

遂　行　状　況　報　告　書

令和　　年　　月　　日付で交付決定の通知を受けた事業に係る令和　　年　　月　　日現在の遂行状況は，次のとおりです。

事　業　実　施　率			事　業　費　支　出　率		
着手年月日	完了年月日	進 捗 率	助成事業に要する経費（A）	支出額（B）	B／A
			円	円	
計			円	円	